

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	室戸市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.muroto.kochi.jp/pages/page0058.php

執行機関名 室戸市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	室戸市福祉医療費助成に関する条例(昭和49年条例第33号)による乳幼児及び児童の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		室戸市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第41号)別表第一 1の項 室戸市福祉医療費助成に関する条例(昭和49年条例第33号)による乳幼児及び児童の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	室戸市福祉医療費助成に関する条例(昭和49年条例第33号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、乳幼児、児童(以下「乳幼児等」という。)及び重度心身障害者(重度心身障害児を含む。以下同じ。)の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		室戸市福祉医療費助成に関する条例(昭和49年条例第33号) 室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成17年規則第15号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	室戸市福祉医療費助成に関する条例第3条第1号 室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条第1項の規定による受給資格の認定申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ニ	室戸市福祉医療費助成に関する条例第3条第1号 室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ハ	室戸市福祉医療費助成に関する条例第3条第1号 室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号イ	室戸市福祉医療費助成に関する条例第3条第1号 室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ロ	室戸市福祉医療費助成に関する条例第3条第1号・第7条 室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	室戸市福祉医療費助成に関する条例第3条第1号 室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条第1項の規定による受給資格の更新に係る事実についての認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号ニ	室戸市福祉医療費助成に関する条例第3条第1号 室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号ハ	室戸市福祉医療費助成に関する条例第3条第1号 室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号イ	室戸市福祉医療費助成に関する条例第3条第1号 室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号ロ	室戸市福祉医療費助成に関する条例第3条第1号・第7条 室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	室戸市福祉医療費助成に関する条例第3条第1号 室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条・第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の <u>認定に関する事務</u>	室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条第1項及び第5条第1項の規定による受給資格の変更申請に係る事実についての <u>認定に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号ニ	室戸市福祉医療費助成に関する条例第3条第1号 室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条・第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号ハ	室戸市福祉医療費助成に関する条例第3条第1号 室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条別表・第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号イ	室戸市福祉医療費助成に関する条例第3条第1号 室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条・第5条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号ロ	室戸市福祉医療費助成に関する条例第3条第1号・第7条 室戸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条・第5条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

備考	
----	--